平成２５年（フ）第８９号
広島県福山市曙町５丁目20番18―101号
債務者　松崎　　徹
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山脇　将司
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午後３時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
広島県尾道市因島土生町1752番地39
債務者　串野　光男
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　油藤　正博
4　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
松江市上乃木１丁目６―27、住民票上の住所松江市漢町73番地
債務者　竹原　彰宏
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野陽太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
5　一般調査期間　平成26年２月14日から平成26年２月21日まで
6　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４７号
滋賀県近江八幡市江頭町460番地３　403号、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字八町699番地
債務者　夏原産業社こと　夏原　　仁
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　新也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２４４号
岡山県倉敷市中帯江1005番地
債務者　萩尾　光司
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
群馬県太田市龍舞町5133番地　リーベ・パトリー太田403号、前住所三重県四日市市笹川８丁目455番地１
債務者　村田　修作
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１０８１号
広島市南区東雲２丁目10番21―701号
債務者　天方　康雄
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石口　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１３２０号
さいたま市中央区下落合３丁目６番12号　田中アパート２Ｆ
債務者　中村　桃子（旧姓細谷）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１０号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町775番地
債務者　柳世起美江
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３１１号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町775番地
債務者　小倉ひさ江
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２６７号
千葉県佐倉市上志津1809番地２　コーポ上志津202号
債務者　立田　二郎
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２７４号
千葉県富里市日吉台２丁目17番地10
債務者　島田よしの
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２７８号
千葉県四街道市大日273番地５　ラ・シャトレ203
債務者　杉本　利博（旧姓江東）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２７９号
千葉県四街道市大日273番地５　ラ・シャトレ203
債務者　杉本　正恵（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１９４号
新潟県長岡市御山町122番地40
債務者　飯浜タヅ子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
埼玉県久喜市南栗橋11丁目11番地５
債務者　山口装飾こと　山口　一夫
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係